

## 2021 年度事業計画

### 1. 仲裁・調停等業務及び事前相談への対応 (toto 助成事業)

- 2020 年度の仲裁・調停等業務について  
スポーツ仲裁・調停等申立想定件数：仲裁 10 件、調停 4 件  
手続費用支援（1 事案 1 当事者 30 万円（税別））：仲裁・調停 5 件
- 事前相談への対応について  
相談対応者：仲裁・調停等専門員（弁護士） 3 名程度（交代勤務）  
仲裁・調停等専門委託員 1 名  
仲裁・調停補助職員 1, 2 名程度（2 名の場合は交代勤務、予定）
- 海外団体との交流（toto 助成）  
海外のスポーツ仲裁団体との交流、情報交換を行い。我が国のスポーツ仲裁制度が世界的な動向と歩調を合わせて進んでいくことができるよう、職員（上記相談対応者のいずれかを含む）を、関係者が多く参集する国際的なシンポジウムに派遣する。

### 2. スポーツ仲裁シンポジウムの開催 (toto 助成事業)

スポーツ仲裁・調停等に関する各方面の理解を増進するためシンポジウムを開催する。時期、テーマ等詳細は未定。基調講演、パネルディスカッション、通訳、ポスター、チラシ、プログラム、報告書など例年と同様を見込む。

### 3. 理解増進活動の展開 (スポーツ庁委託事業)

#### (1) 競技者・指導者等を対象とする活動

活動方法：競技者・指導者等に対して、スポーツ仲裁・調停の理解を高め、制度の活用の促進を図るとともに、トラブルが予防できるような研修会やアウトリーチ活動を行う。また、自動応諾条項の採択がより広い範囲のスポーツ団体において行われるよう積極的なはたらきかけを行う。詳細は未定だが、活動スケジュールとして次を予定している。

- 研修会  
研修会は、年間 12 回程度を行う予定（4 月から事業が開始される場合）。  
事業受託開始後すみやかに競技団体へ研修会の案内を行い、研修会を希望する競技団体と打合せの上、スケジュールを含め詳細を決定する。
- アウトリーチ活動  
アウトリーチ活動は、COVID-19 感染防止対策の関係で、国民体育大会におけるブース出店数は限定され、開会式会場への競技者の参加数も制限されることが予想されることから従来型のアウトリーチ活動の実施は、困難な面がある。  
このため、当団体の認知度を上げるため、なるべく多くの競技者にアクセス可能なオンライン上でこれまでのアウトリーチ・プログラムに類似する活動を行うことを想定している。

(2) 競技団体等を対象とする活動

活動方法：競技団体等に対して、説明会を開催する。また、自動応諾条項の採択がより広い範囲のスポーツ団体において行われるよう仲裁条項採択のための説明を積極的に企画する。

(3) 仲裁人等を対象とする活動

活動方法：仲裁人等候補者に対して、研修会を行う。また、併せてドーピング仲裁についての研修を行う。昨年から実施しているオンライン研修会により、参加者の人数や地域が増えている傾向があるので、実地で開催する場合でもオンラインでの参加を取り入れる。詳細は未定だが、活動スケジュールとして次を予定している。

- 研究会は、年間6回程度を行う予定。その内4回は関東、2回は関西で行う。  
また、併せてドーピング仲裁研修会も開催し、仲裁人候補者のドーピング仲裁に関する専門性を高める。特に、2021年1月1日より、世界アンチ・ドーピング規程及び日本アンチ・ドーピング規程が改定され、当機構のドーピング仲裁手続も改正されているため、規程や手続の内容の周知に取り組む

**4. 海外派遣研修事業等の実施（スポーツ庁委託事業）**

活動方法：公募にて海外派遣研修を行う派遣候補者を募集し、選考を行う。派遣先は、スポーツ仲裁またはスポーツ法等の研修ができる海外の機関を派遣予定者の独自のアプローチで決定をする。スポーツ庁からの事業受託が決定次第詳細を決定するが概要次の通り。

- 派遣人数：1名程度
- 派遣者： 弁護士又は研究者として一定の要件を満たす者
- 派遣期間：2022年3月までの間に3～6ヶ月間
- 研修内容：国外に所在するスポーツ仲裁機関、スポーツ法・スポーツ仲裁等の紛争解決を研究している大学、又はスポーツ法を中心に扱う法律事務所等にて、実務研修及び調査研究を行う。海外派遣前の1～2ヶ月間は、海外派遣のための準備・報告及び当機構の研修のために、理解増進事業専門員として従事する。

**5. スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンス体制強化に関する調査研究（スポーツ庁委託事業）**

スポーツ団体の不祥事に端を発して近年継続的に取り組んできたガバナンス・コンプライアンスの体制の確立が、ポストオリンピック・パラリンピックのソフトレガシーとしてガバナンス・コンプライアンス体制の強化について一定の成果を出すべき時に来ている。令和2年度から令和元年6月10日付で公表されたスポーツ団体ガバナンスコード〈中央競技団体向け〉を用いた適合審査が開始されているほか、中央競技団体以外にも、それぞれの性質・特徴に応じて同コードや令和元年8月27日付で公表されたスポーツ団体ガバナンスコ

ード＜一般スポーツ団体向け＞への対応が求められており、その解釈や適合基準、それに対するスポーツ団体の対応方針などについて継続的なフォローアップが必要である。

そのために、スポーツ団体のガバナンス・コンプライアンス体制の強化を支援するための支援を希望する団体に対して団体の研修会の際に指導を行うなどの支援を行う。

また、当機構としても、ガバナンスの意義・目的の再確認と責任の所在の明確化を目的として、2020年3月にまとめた「理事その他役職員のためのガバナンスハンドブック」及び「コンプライアンス教育強化のためのモデル資料」の普及・啓発等を行いつつ、2014年3月にまとめた「フェアプレイガイドライン」や2017年3月にまとめた「コンプライアンスガイドライン」のアップデート、見直し等も行う。

## **6. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるプロボノサービスの準備**

東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、トラブルに巻き込まれたアスリート等は無償で法的アドバイスを提供するプロボノサービスを実施する予定である。このプロジェクトは、同大会の円滑な運営に貢献するとともに、スポーツ仲裁及び国際仲裁に関する知識・経験を深めて、国内の仲裁人・代理人のレベルアップを図ることを目的としている。このプロジェクトの実施に向けて、運営規則を策定するとともに、担当者の当番表の作成等行う予定である。

以上